特別支給手続開始決定公告

平成22年1月20日　神戸地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第18条の規定により特別支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　神戸地方検察庁　平成21年第1号
2　特別支給手続開始決定の年月日　平成22年1月20日
3　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
平成18年1月25日ころから平成19年8月21日ころまでの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
村上　基晴が業として金銭の貸付けを行うに当たり、顧客から口座振込の方法（検察官が既に把握している金融機関口座については、4の⑴を参照のこと）により行った平成18年法律第115号による改正前の出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第5条第2項違反、あるいは改正後の同法律第5条第2項違反の罪のうち、法定の利率（1日当たり0.08%）を超える割合による利息を受領した行為（主な犯行態様については、4の⑵を参照のこと）
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項
⑴　検察官が既に把握している、村上　基晴が顧客から利息等を受領した金融機関口座
ア　三井住友銀行龍野支店ヒダカマユコ名義の普通預金口座（口座番号：5244120）
イ　三菱東京ＵＦＪ銀行新大阪駅前支店ヤマグチマサト名義の普通預金口座
（口座番号：5237318）
ウ　三井住友銀行小阪支店ヤマダテルエ名義の普通預金口座（口座番号：6663751）
エ　みなと銀行御着支店ヨコヤマコトミ名義の普通預金口座（口座番号：3518854）
オ　三井住友銀行三木支店シオザキヒカル名義の普通預金口座（口座番号：5102229）
カ　三井住友銀行川西支店ムラカミモトハル名義の普通預金口座（口座番号：633338）
⑵　主な犯行態様
インターネット上の掲示板サイト（「いくよくるよ」の名称）に「困っている方､連絡下さい。」などと書き込みをし、村上　基晴が使用するメールアドレス（appare5551@k.vodafone.ne.jp又はdokiwaku5551@ezweb.ne.jp）あてに電子メールを送信させる、又は、同掲示板サイトに「お金を貸してください。」などの書き込みをしている者に村上　基晴がメールを送信する。
電子メールを通じて呼び出し、直接現金を交付する形式で貸付けが行われる（利息は天引き。）。契約期間は1か月間が多い。
元利金の支払は、村上　基晴指定の口座への振込みによって行われることが多い。
5　残余給付資金の額　金369万6,004円
6　特別支給申請期間　平成22年1月20日（水）から同年4月19日（月）までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁判所名　神戸地方裁判所姫路支部
⑵　裁判年月日　平成20年1月17日
⑶　確定年月日　同年2月1日
⑷　被告人の氏名又は名称　村上　基晴
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人は、兵庫県宝塚市山本丸橋3丁目78番地1に事務所を設置し、同県知事の登録を受けないで貸金業を営むとともに、業として金銭の貸付けを行うに当たり、平成18年法律第115号による改正前の法定の1日当たり0.08%を超える割合による利息の契約をしたものであるが、平成18年11月20日ころから平成19年8月10日ころまでの間、326回にわたり、多数人から、被告人が無登録かつ法定の制限を超える高金利で上記多数人に貸し付けた金銭の利息及び元本を、大阪府内の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行新大阪駅前支店「山口　雅人」名義の普通預金口座ほか4口座に振り込み送金させて、合計539万5,800円を同5口座に預け入れ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。
（罪　　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第1項前段違反
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）
〒650―0016　神戸市中央区橘通1丁目4番1号
神戸地方検察庁　被害回復給付金担当
電話番号　078―367―6100（内線376）

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成21年（フ）第23285号
東京都新宿区榎町75番地　大仁ビル201号
債務者　成和紙業株式会社
代表者代表取締役　野村まゆみ
1　決定年月日時　平成22年1月6日午後5時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　御山　義明
4　破産債権の届出期間　平成22年2月3日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年4月8日午後2時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成21年（フ）第23383号
千葉県八街市富山1314番地33
債務者　株式会社ミツワ
代表者代表清算人　渡邊　政広
1　決定年月日時　平成22年1月6日午後5時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木原　大輔
4　破産債権の届出期間　平成22年2月3日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年4月8日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成21年（フ）第23550号
東京都世田谷区北沢2丁目28番2号　深沢ビル2階
債務者　有限会社らいふ
代表者代表取締役　吉田　　滋
1　決定年月日時　平成22年1月6日午後5時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　　隆
4　破産債権の届出期間　平成22年2月3日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年4月8日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成21年（フ）第23553号
埼玉県行田市行田14番15号
債務者　有限会社備前屋商店
代表者取締役　蒲地　章哲
1　決定年月日時　平成22年1月6日午後5時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高村　健一
4　破産債権の届出期間　平成22年2月3日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年4月9日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成21年（フ）第23569号
福島県郡山市安積町荒井字神送段64番地
債務者　株式会社横橋
代表者代表取締役　小板橋雄二
1　決定年月日時　平成22年1月6日午後5時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八杖　友一
4　破産債権の届出期間　平成22年2月3日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年4月9日午後2時30分
東京地方裁判所民事第20部